

家庭福祉員を募集

募集

3歳未満の乳幼児を自宅で保育する家庭福祉員を募集しています。条件等詳しくは、お問い合わせください。(開設時期は応相談)

資格等要件 市内在住で25〜62歳の保育士、教員、助産師、保健師、看護師のいずれかの資格を有する方

要項配布・応募受付 午前8時30分〜午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)に、直接、保育課(市役所第二庁舎3階)で。

問合先 保育課保育係(☎042-387-9846)

ファミリー・サポート・センター

同センターは、依頼会員(手助けをしてほしい方)と協力会員(お手伝いをしたい方)の会員組織です。子育てを地域で支える相互援助活動に参加しませんか。

【会員説明会】
登録を希望する方のために、会則、援助活動までの流れ、仕組みを説明します。

とき 11月18日(水) 午前10時〜11時

ところ 公民館東分館

対象 ▽依頼会員 ▽市内在住で、原則生後57日〜小学生の子どもと同居している方

▽協力会員 ▽援助活動に関心のある20歳以上の方(協力会員講習会への参加が必要です)

その他 保育あり(要事前申込)

申込方法 11月4日から、電話でファミリー・サポート・センターへ。

【協力会員講習会】

子どもの健康と安全、子どもの発達、食事、応急手当などについて学びます。

とき 12月12日、平成28年1月23日、2月13日、3月5日、いずれも土曜日午前9時30分〜午後3時

※このほかの日程で保育実習があります。出席できる回からの参加も可能です。

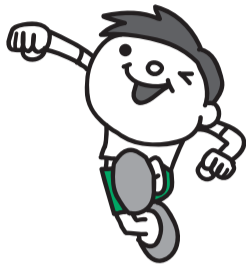
ところ 保健センター

対象 援助活動に関心のある20歳以上の方

申込方法 電話でファミリー・サポート・センターへ。

◇共通◇

休日校庭(遊び場)開放



子どもの遊び場不足を補い、安全で広い遊び場を確保するため、市立小学校の校庭を開放しています。

開放中は、校庭開放指導員が遊びの指導や安全管理を行っています。また、ボールなどの遊具も備えています。

開放日 土曜・日曜・祝日(振替休日を含む) および冬・春休み期間

※年末年始、夏休み期間、12月〜翌年3月の土曜・日曜・祝日(冬・春休み期間を除く)は開放しません。

※学校行事等で開放しない場合があります。

開放時間 ▽3〜10月 午後1時〜5時 ▽11月 午後1時〜4時30分 ▽冬休み期間

11月12日、平成28年1月23日、2月13日、3月5日、いずれも土曜日午前9時30分〜午後3時

※このほかの日程で保育実習があります。出席できる回からの参加も可能です。

ところ 保健センター

対象 援助活動に関心のある20歳以上の方

申込方法 電話でファミリー・サポート・センターへ。

◇共通◇

市立中学校入学説明会

来年4月に市立中学校へ入学する生徒の保護者を対象に、入学説明会および公開授業を、左表の日程で行います。

入学予定者は、平成15年4月2日〜16年4月1日に生まれた方です。

問合先 各中学校

学校名	とき	入学説明会		公開授業
		受付時刻	開始時刻	
第一中学校 (☎383-1161)	11月13日(金)	14:30	14:45	8:50~14:25
第二中学校 (☎383-1162)	11月10日(火)	13:15	14:35	13:30~14:20
東中学校 (☎383-1163)	11月28日(土)	10:35	10:50	8:50~11:40
緑中学校 (☎383-1164)	12月19日(土)	11:35	11:45	8:45~15:20
南中学校 (☎383-1105)	12月4日(金)	14:20	14:35	13:25~14:15

※ 表中、電話番号は市外局番042を省略しています。



たくさんのお会いを大切に

ご利用ください

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、地域の子育て家庭を支援し、子どもとその家族が安心して健康に生活することができる地域づくりをめざしています。

友達の輪を広げるお手伝いや、子育てに関する情報を提供します。

子どもに関するあらゆる相談もお受けします。

①子育て相談

一人で悩まないで一緒に考え

②1人での相談

専門の相談員(臨床心理士)が相談に応じます(不定期)。

③親子あそびひろば

親子が安心して楽しく遊べる自由なスペースです。スタッフも一緒に交流します。飲食できるスペースもありま

す。

開設日 火曜〜土曜日午前10時〜午後4時

対象 おおむね6歳までの就学前の児童と保護者

④子育て講座・自主グループ

子育てに関する情報の提供や各種子育て講座を実施しています。また、お父さんやお母さんの自主グループ活動を応援します。

⑤子どもショートステイ

保護者の傷病・看護、冠婚葬祭・出張、育児疲れ・育児不安などで、子どもを養育することが困難になったときに、市が指定する児童養護施設で短期間(宿泊)子どもをお預かりします。

費用 1泊3千円(2食付。実費負担あり)

※生活保護世帯等は無料

⑥育児支援ヘルパー

出産直後で介助する方がいない家庭や多胎の家庭、育児が困難な状況にある家庭に対して、相談に応じヘルパーを派遣します。

費用 1時間千円(実費負担あり)

※生活保護世帯等は無料

◇共通◇

ところ 保健センター1階

開設日 月曜〜土曜日午前9時〜午後5時(祝日を除く)

対象 市内在住の18歳未満の児童と保護者、地域で子育てにかかわる活動をしている方やこれから活動しようとする方(⑥は年齢制限あり)

申込方法 ⑥⑥ 申請書は子育て支援課(市役所第二庁舎3階)、子ども家庭支援センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。申請は同センターで受け付けます。

11月は児童虐待防止推進月間

「もしかして」あなたが救う 小さな手

(平成27年度「児童虐待防止推進月間」標語)

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」としています。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

〈児童虐待とは〉

児童虐待は、重大な人権侵害行為です。子どもが嫌いだから、憎いからというだけではなく、しつけや訓練などの親の思いや愛情から生まれた行為でも、子どもの心身を傷つける行為は虐待です。

〈おかしい?と感じたら迷わず連絡〉

皆さんの連絡が子どもたちのSOSをキャッチするきっかけになります。秘密は守られますので、心配なこと、

気になることがありましたらご連絡ください。

〈通告・相談〉

- ▷ 子ども家庭支援センター(相談窓口) = ☎042-321-3146 (月曜〜土曜日午前9時〜午後5時)
- ▷ 東京都小平児童相談所(緊急時) = ☎042-467-3711 (月曜〜金曜日午前9時〜午後5時45分)
- ▷ 児童相談所全国共通ダイヤル(緊急時) = ☎189 (お近くの児童相談所につながります。つながらない場合は、☎0570-064-000へ。)
- ▷ 小金井警察署(緊急時) = ☎042-381-0110

虐待には、4つのタイプがあります。

これらは、単独で起こるわけではなく重複して現れることが多いのです。

身体的虐待

- 身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること
- 殴る・ける・たばこの火を押し付ける・熱湯をかける など
- あざや傷、やけど、骨折。ひどい場合には、後遺症を残したり、死に至ることもある。

ネグレクト

(養育の放棄・怠慢)

- 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置
- 家や車の中に放置する・食事やふろなどの世話をしない・健康を損ねても治療しない・同居人の子どもへの暴力を見逃す など
- 発育・発達がひどく遅れたり、極端な場合には、栄養失調や脱水症状などから死に至ることもある。

心理的虐待

- 著しい暴言または著しい拒絶的な対応、家庭内における配偶者に対する暴力
- 子どもが存在を否定するような暴言・発達段階や能力以上のことを要求し、できないとしかる。
- 子どもの前でDV(夫・妻・パートナーへの暴力)を行う など
- 強いおびえ、うつ状態、無感動・無反応、強い攻撃性など、日常生活に支障をきたす精神症状が現れる。

性的虐待

- 性的ないたずらをしたり、性的関係を強要したりする。
- 性的行為を見せる・ポルノなどの性的商品の対象にする など
- 異性への極端な嫌悪感を植え付けてしまうなど、子どもの心身に大きな傷を残す。



問合先 子ども家庭支援センター(①②相談専用) ☎042-321-3146 ③ ☎042-321-3144 ④ ☎042-321-3161 ⑤ ☎042-321-3161、子育て支援課(子育て支援係) ☎042-387-9836